算定政令第四条の六第一項第三号ロ(2)の被保険者の数	（略）
算定政令第四条の六第一項第三号ロ(3)の被保険者の数	（略）
算定政令第四条の六第一項第四号ロ(1)の介護納付金課税被保険者の数	（略）
算定政令第四条の六第一項第四号ロ(2)の介護納付金課税被保険者の数	（略）
算定政令第四条の六第一項第四号ロ(3)の介護納付金課税被保険者の数	（略）

（特定健康診査等負担金等の額の算定方法）

第六条の七　算定政令第四条の七第三項に規定する特定健康診査等費用額は、同項に規定する基準によつて特定健康診査等（法第七十二条の五第一項に規定する特定健康診査等をいう。）を受けた者ごとに算定した特定健康診査等の実施に要した費用の額（高齢者医療確保法第二十一条第一項の規定により保険者が行つたものとされた高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査の全部又は一部の実施に要する費用に相当する額を除く。）とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

（端数計算）

第二十条　第六条の三から第六条の五までに規定する減額することとなる額又は減額した額を算定する場合において、その算定した金額に円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

附　則

（退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例）

第三条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県について、第四条から第六条の六まで、第十七条及び第十八条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第六条の四第二号	（略）	（略）
第六条の五（見出しを含む。）	第四条の五第一項各号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項各号

算定政令第四条の五第一項第三号ロ(2)の被保険者の数	（略）
算定政令第四条の五第一項第三号ロ(3)の被保険者の数	（略）
算定政令第四条の五第一項第四号ロ(1)の介護納付金課税被保険者の数	（略）
算定政令第四条の五第一項第四号ロ(2)の介護納付金課税被保険者の数	（略）
算定政令第四条の五第一項第四号ロ(3)の介護納付金課税被保険者の数	（略）

（特定健康診査等負担金等の額の算定方法）

第六条の六　算定政令第四条の六第三項に規定する特定健康診査等費用額は、同項に規定する基準によつて特定健康診査等（法第七十二条の五第一項に規定する特定健康診査等をいう。）を受けた者ごとに算定した特定健康診査等の実施に要した費用の額（高齢者医療確保法第二十一条第一項の規定により保険者が行つたものとされた高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査の全部又は一部の実施に要する費用に相当する額を除く。）とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

（端数計算）

第二十条　第六条の三及び第六条の四に規定する減額することとなる額又は減額した額を算定する場合において、その算定した金額に円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

附　則

（退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例）

第三条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県について、第四条から第六条の五まで、第十七条及び第十八条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第六条の四第二号	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）